



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月7日金曜日 第204号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

|                        |                    |     |
|------------------------|--------------------|-----|
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... | (経営支援課) ...        | 708 |
| 開発行為に関する工事の完了.....     | (中予地方局建築指導課) ...   | 709 |
| 道路の区域変更(県道串内子線).....   | (南予地方局大洲土木事務所) ... | 709 |
| 落札者等の告示.....           | (警察本部会計課) ...      | 709 |

## 公 告

|                     |                 |     |
|---------------------|-----------------|-----|
| 調理師試験の実施.....       | (薬務衛生課) ...     | 709 |
| ファイリングシステムの借入れ..... | (警察本部刑事企画課) ... | 709 |

## 人事委員会規則

|                               |                |     |
|-------------------------------|----------------|-----|
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... | (人事委員会事務局) ... | 710 |
|-------------------------------|----------------|-----|

## 人事委員会公告

|                                    |                |     |
|------------------------------------|----------------|-----|
| 令和3年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告.....       | (人事委員会事務局) ... | 712 |
| 令和3年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告..... | ( " ) ...      | 716 |
| 令和3年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....       | ( " ) ...      | 720 |

## 労働委員会告示

|                              |                |     |
|------------------------------|----------------|-----|
| 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定..... | (労働委員会事務局) ... | 722 |
|------------------------------|----------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第598号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年5月7日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地   | 変更した事項             | 変更前                     | 変更後                    | 変更の日<br>年月日        | 届出<br>年月日     |
|------------|---------------|--------------------|-------------------------|------------------------|--------------------|---------------|
| ワールドプラザ    | 今治市東村甲745番地 外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | マックスパリュ西日本株式会社<br>ほか11者 | マックスパリュ西日本株式会社<br>ほか7者 | 令和3年<br>4月5日<br>ほか | 令和3年<br>4月22日 |

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月7日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

|                         |                           |  |
|-------------------------|---------------------------|--|
| 検査済証の番号及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                         |
| 3中局建（開）第2号<br>令和3年4月23日 | 伊予郡砥部町原町144番2、145番1、145番3 | 松山市井門町420番地1<br>パストラルプレジオ - T 号<br>松島 彰治 |

○愛媛県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間                             | 旧・新別 | 敷地の員             | 延長              | 備考 |
|-------|------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県 道   | 串内子線 | 大洲市田処甲2番5から<br>同市田処乙1623番1まで    | 旧    | メートル<br>7.0~12.8 | キロメートル<br>0.115 |    |
|       |      |                                 | 新    | 9.1~13.5         | 0.115           |    |
| "     | "    | 大洲市柳沢甲399番2                     | 旧    | 7.8~11.8         | 0.064           |    |
|       |      |                                 | 新    | 9.2~17.3         | 0.064           |    |
| "     | "    | 大洲市柳沢乙1270番2から<br>同市柳沢甲1575番2まで | 旧    | 3.5~17.7         | 0.153           |    |
|       |      |                                 | 新    | 11.2~20.5        | 0.153           |    |

○愛媛県告示第601号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量               | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地         | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所  | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日     |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------|---|-------------|---------------|-----------|
| 交通管制センター、サブセンター等<br>設備保守業務の委託 | 愛媛県警察本部警務部会計課<br>愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 令和3年3月29日 | 住友電工システムソリューション株式会社<br>大阪支社<br>大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号 | 58,410,000円 | 一般競争入札        | 令和3年2月16日 |

公 告

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和3年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和3年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

1 試験の日時

令和3年9月1日（水）13時30分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

ただし、受験申込者が多数の場合は、他会場においても実施することがある。受験申込者には受験票により通知する。

3 受験願書の提出期間

令和3年7月5日（月）から7月16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ファイリングシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
ファイリングシステム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和4年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類及び入札書（郵送の場合）の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部刑事部刑事企画課施策推進係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話（089）934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
令和3年6月24日（木）午後2時00分

(3) 入札説明書の交付方法

- ア 交付場所  
(1)に掲げる場所で交付する。
- イ 交付時期  
公告の日から令和3年6月17日（木）午後5時15分まで。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年6月24日（木）午後2時00分  
愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Filing System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 24 June , 2021
- (3) For further information , please contact: Policy Promotion Section , Criminal Affairs Planning Division , Criminal Affairs Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 186

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年5月7日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

| 機関    |    | 職   |
|-------|----|---|
| 省略    |    |   |
| 知事部局  | 本庁 | 部長 営業本部長 防災安全統括部長 特命担当部長 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ愛・野球博推進監 サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理、庁内働き方改革の推進及び広報プロモーションを担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。） |
|       | 省略 |   |
| 省略    |    |   |
| 教育委員会 | 本庁 | 副教育長 部長 財務指導監 魅力化推進監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及び教職員係に属するもの並びに県立学校（特別支援学校を除く。以下同じ。）の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事  |
|       | 省略 |   |

| 機関    |    | 職  |
|-------|----|--|
| 省略    |    |  |
| 知事部局  | 本庁 | 部長 営業本部長 防災安全統括部長 _____ 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー _____ サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 _____ 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、デジタル戦略室及び調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理、庁内働き方改革の推進及び広報プロモーションを担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。） |
|       | 省略 |  |
| 省略    |    |  |
| 教育委員会 | 本庁 | 副教育長 部長 財務指導監 _____ 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及び教職員係に属するもの並びに県立学校（特別支援学校を除く。以下同じ。）の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事  |
|       | 省略 |  |

|       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
|       | 務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するもののうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。) |       | 務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するもののうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。) |
| 省略    |  | 省略    |  |
| 省略    |  | 省略    |  |
| 省略    |  | 省略    |  |
| 備考 省略 |  | 備考 省略 |  |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会公告**

○愛媛県人事委員会公告第3号

**令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告**

令和3年5月7日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 ( 089 ) 912 - 2826  
 試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

**1 試験区分、採用予定人員及び職務内容**

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

| 試験区分      | 採用予定人員 | 職務内容   |
|-----------|--------|--|
| 行政事務 A    | 70人程度  | 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。               |
| 行政事務 (情報) | 2人程度   | 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。   |
| 学校事務      | 22人程度  | 教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。 |
| 警察事務      | 9人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。                              |

(2) 技術職

| 試験区分  | 採用予定人員 | 職務内容   |
|-------|--------|--|
| 総合土木  | 16人程度  | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。        |
| 建築    | 2人程度   | 知事部局又は教育委員会事務局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。                           |
| 農業    | 14人程度  | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。                |
| 畜産    | 2人程度   | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。                       |
| 林業    | 5人程度   | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 水産    | 3人程度   | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。               |
| 電気・電子 | 2人程度   | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。                  |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 化 学   | 3人程度  | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。                                 |
| 薬 剤 師 | 11人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。        |
| 福 祉   | 5人程度  | 知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。 |
| 心 理   | 5人程度  | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。   |
| 保 健 師 | 8人程度  | 知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。  |

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和62年4月2日から平成12年4月1日（保健師については、平成13年4月1日）までに生まれた者

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理及び保健師については、次に該当する者

| 試 験 区 分 | 受 験 資 格  |
|---------|--|
| 薬 剤 師   | 薬剤師の免許を有する者又は令和4年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者   |
| 福 祉     | 児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和4年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者  |
| 心 理     | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和4年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者 |
| 保 健 師   | 保健師の免許を有する者又は令和4年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者   |

令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）[行政事務B]試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。

本試験と令和3年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場

| 区 分       | 日 時  | 受験地 | 試 験 会 場   | 試験区分                                    |           |
|-----------|--|-----|---|---|-----------|
| 第 1 次 試 験 | 令和3年6月20日（日曜日）<br>(1)事務職<br>受付開始 午前8時<br>着 席 午前9時<br>試 験 午前9時～午後3時30分<br>(2)技術職<br>受付開始 正午<br>着 席 午後1時<br>試 験 午後1時～午後3時30分 | 松山  | いずれかを受験票で指定します。<br>・松山大学 文京キャンパス 2号館<br>（松山市文京町4番地2）<br>・松山南高等学校<br>（松山市末広町11番地1）<br>・愛媛県庁<br>（松山市一番町四丁目4番地2） | 全 試 験 区 分                               |           |
|           |  |     | 東京  | 明治学院大学 白金キャンパス 本館<br>（東京都港区白金台一丁目2番37号） | 全 試 験 区 分 |
|           |  |     | 大阪  | 大阪科学技術センター<br>（大阪府大阪市西区鞠本町一丁目8番4号）      | 全 試 験 区 分 |

受付時間（午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。

受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。

|           |  |
|-----------|--|
| 第 2 次 試 験 | 7月上旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。 |
|-----------|--|

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   |      | 試験の内容   |
|-------|---------|------|------|---|
|       |         | 事務職  | 技術職  |   |
| 第1次試験 | 教養試験    | 50点  |      | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)                                    |
|       | 専門試験    | 40点  | 90点  | 各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間)<br>なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 | 口述試験    | 290点 | 290点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。   |
|       | 作文試験    | 50点  | 50点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)  |
|       | 適性検査    |      |      | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。   |

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 合格発表

|           | 時期   | 方法                     |
|-----------|------|------------------------|
| 第1次試験合格発表 | 7月上旬 | 合格者の受験番号をホームページに掲載します。 |
| 第2次試験合格発表 | 8月中旬 |                        |

第1次試験の合格発表日は、第1次試験当日にお知らせします。

6 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
 なお、受付期間は次のとおりです。  
**令和3年5月10日(月)午前8時30分から5月28日(金)午後5時15分まで**  
 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月21日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)  
 なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

7 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月11日(金)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

い。

- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**8 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理及び保健師については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

**9 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分   |         | 現 行 給 料 月 額      |          |
|---|---------|------------------|----------|
| 行政事務A、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、福祉、心理 |         | 行政職給料表 1級29号給    | 189,643円 |
| 薬剤師   | 4年制課程卒業 | 医療職給料表(□) 2級5号給  | 195,673円 |
|   | 6年制課程卒業 | 医療職給料表(□) 2級19号給 | 217,884円 |
| 保健師   |         | 医療職給料表(□) 2級15号給 | 219,190円 |

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

**10 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容   | 請求受付期間           | 開示方法                   |
|-----------|---|------------------|------------------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）  | 第1次試験合格発表の日から1週間 | 郵 送 に よ り<br>開 示 を 請 求 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1週間 |                        |

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

**11 その他**

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛てのメールにてお知らせします。



別表(4関係)

専門試験の出題分野

| 試験区分                  | 出題分野  |
|-----------------------|---|
| 行政事務A<br>学校事務<br>警察事務 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係                  |
| 行政事務<br>(情報)          | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク    |
| 総合土木                  | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工 |
| 建築                    | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                |
| 農業                    | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般           |
| 畜産                    | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般           |
| 林業                    | 森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学                  |
| 水産                    | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学           |
| 電気・電子                 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                  |
| 化学                    | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                    |
| 薬剤師                   | 物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務                              |
| 福祉                    | 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査                    |
| 心理                    | 一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学、産業心理学、臨床心理学)、調査・研究法、統計学 |
| 保健師                   | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論                                      |

○愛媛県人事委員会公告第4号

令和3年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告

令和3年5月7日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容  |
|------|--------|---|
| 行政事務 | 5人程度   | 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。  |
| 総合土木 | 3人程度   | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。 |

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和48年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 職務経験については、次に該当する者

| 試験区分 | 受験資格   |
|------|--|
| 行政事務 | 民間企業等における職務経験を5年以上（令和3年5月末日現在）有する者           |
| 総合土木 | 愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上（令和3年5月末日現在）有する者 |

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。

キ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

**本試験と令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）[行政事務B]試験及び令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。**

**3 試験日程、試験会場及び合格発表**

**(1) 行政事務**

| 区分    | 試験日             | 試験会場 | 合格発表     | 備考                  |
|-------|-----------------|------|----------|---------------------|
| 第1次試験 |                 |      | 7月28日（水） | 第1次試験は書類選考です。       |
| 第2次試験 | 8月20日（金）～22日（日） | 愛媛県庁 | 9月上旬     | 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 |
| 第3次試験 | 9月20日（月・祝）      | 愛媛県庁 | 10月上旬    | 詳細は、第2次試験合格者に通知します。 |

**(2) 総合土木**

| 区分    | 試験日                       | 試験会場       | 合格発表     | 備考  |
|-------|---------------------------|------------|----------|---|
| 第1次試験 |                           |            | 7月28日（水） | 第1次試験は書類選考です。   |
| 第2次試験 | 第1試験日<br>8月20日（金）         | 愛媛県庁       | 9月中旬     | 詳細は、第1次試験合格者に通知します。<br>試験会場は、いずれかの会場を希望することができます。<br>第1試験日の県外指定会場は、全国7都市（東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡）に開設する予定です。 |
|       | 7月下旬～8月中旬の指定期間内に受験者が選択する日 | 県外指定会場     |          |   |
|       | 第2試験日<br>8月28日（土）         | 愛媛県庁       |          |   |
|       | 8月29日（日）                  | 都道府県会館（東京） |          |   |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

**4 試験の方法等**

**(1) 第1次試験（エントリーシート）について**

ア エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式（Excel形式）をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）から入力済みの電子ファイルをアップロード）してください（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

（ア）記載内容に虚偽又は不正があると認められた場合

(イ) 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合  
 ウ 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 行政事務

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

| 区 分   | 試験・検査種目         | 配 点  | 試 験 の 内 容   |
|-------|-----------------|------|---|
| 第1次試験 | エントリーシートによる書類選考 | 100点 | 民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。                         |
| 第2次試験 | プレゼンテーション試験     | 150点 | はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。 |
|       | 論文試験            | 50点  | 課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います（課題1題、解答時間1時間30分）。                                   |
|       | 適性・基礎能力検査       |      | 職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。  |
| 第3次試験 | 口述試験            | 240点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。   |

ア 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。

イ 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

ウ 最終合格者は、第3次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(3) 総合土木

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

| 区 分   | 試験・検査種目         | 配 点  | 試 験 の 内 容   |
|-------|-----------------|------|---|
| 第1次試験 | エントリーシートによる書類選考 | 100点 | 民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。 |
| 第2次試験 | 適性・基礎能力検査       |      | 職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。                                    |
|       | 口述試験            | 240点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。                                 |

最終合格者は、第2次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和3年6月2日（水）午前8時30分から6月21日（月）午後5時15分まで**

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行っ

てください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験番号の通知及び受験票の交付**

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします(登録されたメールアドレス宛てに「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月7日(水)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。  
この名簿は、原則として、行政事務は令和4年4月以降、総合土木は令和3年10月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書(本人以外の第三者が作成したものに限る。)の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

**8 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額240,000円程度です(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒(定型、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

**(1) 行政事務**

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容  | 請求受付期間           | 開示方法       |
|-----------|--|------------------|------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)  | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 郵送により開示を請求 |
| 第2次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)        | 第2次試験合格発表の日から1月間 |            |
| 第3次試験受験者  | 第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位(ただし、第3次試験で一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名) | 第3次試験合格発表の日から1月間 |            |

**(2) 総合土木**

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容   | 請求受付期間           | 開示方法       |
|-----------|---|------------------|------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)   | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 郵送により開示を請求 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名) | 第2次試験合格発表の日から1月間 |            |

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

**10 その他**

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、

内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛てのメールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和3年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

令和3年5月7日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分   | 採用予定人員 | 職務内容   |
|--------|--------|--|
| 少年補導職員 | 2人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
    - ア 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
    - イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者
  - (2) 日本の国籍を有する者
  - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 次のいずれかに該当する者
    - ア 教員免許を有する者又は令和4年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
    - イ 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを令和4年3月末日までに修学する見込みの者
- 本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。**

本試験と令和3年度愛媛県職員採用候補者(上級)[行政事務B]試験又は令和3年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験との併願は可能です。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

| 区分    | 日時   | 受験地 | 試験会場  | 合格発表                     |
|-------|--|-----|---|--------------------------|
| 第1次試験 | 令和3年6月20日<br>(日曜日)<br>受付開始 午前8時<br>着席 午前9時<br>試験 午前9時~正午 | 松山  | いずれかを受験票で指定します。<br>・松山大学 文京キャンパス 2号館<br>(松山市文京町4番地2)<br>・松山南高等学校<br>(松山市末広町11番地1)<br>・愛媛県庁<br>(松山市一番町四丁目4番地2) | 7月上旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|       |  | 東京  | 明治学院大学 白金キャンパス 本館<br>(東京都港区白金台一丁目2番37号)   |                          |
|       |  | 大阪  | 大阪科学技術センター<br>(大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号)  |                          |

受付時間(午前8時~午前8時45分)に遅刻した場合は受験できません。

受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。

|       |  |      |
|-------|--|------|
| 第2次試験 | 7月上旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | 8月中旬 |
|-------|--|------|

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

#### 4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   | 試験の内容  |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教養試験    | 50点  | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分） |
| 第2次試験 | 口述試験    | 168点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。                        |
|       | 作文試験    | 32点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）           |
|       | 適性検査    | -    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。                            |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び過去に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

#### 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和3年5月10日（月）午前8時30分から5月28日（金）午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月21日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月11日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

#### 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表1級29号給（現行給料月額189,643円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

| 開示請求できる人  | 開示内容   | 請求受付期間            | 開示方法       |
|-----------|--|-------------------|------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）  | 第1次試験合格発表の日から1ヶ月間 | 郵送により開示を請求 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1ヶ月間 |            |

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛てのメールにてお知らせします。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和3年4月23日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（平成27年4月愛媛県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和3年5月7日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅 之

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

| 勤務箇所 | 労働組合法第2条第1号に規定する者                                  |
|------|--|
| 本庁   | 管理者、部長、副部長、課長、専任課長、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務 |

|            |  |
|------------|--|
|            | を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。） |
| 水道管路管理センター | センター長、専任課長、主幹  |
| 浄水管理センター   | センター長、専任課長、主幹  |
| 中島水道管理室    | 室長、主幹  |
| 別館         | 担当部長、副部長、課長、専任課長、給排水設備担当課長、主幹                                  |
| 下水浄化センター   | センター長、専任課長、下水道施設マネジメント担当課長、主幹                                  |